

# 経 済 産 業 省

20211001 貿局第1号  
輸出注意事項2021第28号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和3年10月15日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則  
この通達は、令和3年12月15日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿易局第322号）

改正後			現行		
(略)			(略)		
0 (略)			0 (略)		
1 輸出の許可			1 輸出の許可		
1-0 (略)			1-0 (略)		
1-1 輸出の許可			1-1 輸出の許可		
(1)～(6) (略)			(1)～(6) (略)		
(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可			(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可		
(イ) 輸出令別表第1の解釈			(イ) 輸出令別表第1の解釈		
(略)			(略)		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1～3	(略)	(略)	1～3	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)	3の2	(略)	(略)
	収容装置	密閉式の使い捨て式培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。 <u>剛性のある側壁を持つ使い捨て式培養容器を含む。</u>		収容装置	密閉式の使い捨て式培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
4～7	(略)	(略)	4～7	(略)	(略)
8	(略)	(略)	8	(略)	(略)
	ニューラルコンピュータ	ニューロン（神経細胞又は神経突起）又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。 <u>すなわち、以前のデータに基づいて多数の演算構成要素間の相互接続の重み付け及び数を調節できるハードウェアの能力によって、特徴付けられる演算装置を指す。</u>		ニューラルコンピュータ	ニューロン（神経細胞又は神経突起）又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	侵入プログラム	(略)		侵入プログラム	(略)

			ハイパーバイザー、 <u>デバ</u> <u>ッガ</u> 、ソフトウェアリ バースエンジニアリング (SRE) ツール、デジタ ル著作権管理 (DRM) シ ステムのプログラム、資 産の追跡又は回復のため に製造者、管理者又は利 用者によってインストール されるように設計され たプログラムを除く。				ハイパーバイザー、 <u>デバ</u> <u>ッガ</u> 、ソフトウェアリ バースエンジニアリング (SRE) ツール、デジタ ル著作権管理 (DRM) シ ステムのプログラム、資 産の追跡又は回復のため に製造者、管理者又は利 用者によってインストール されるように設計され たプログラムを除く。
	(略)	(略)			(略)	(略)	
9	(略)	(略)		9	(略)	(略)	
	貨物等省令第8条第 九号から第十一号ま での規定中の装置若 しくはシステム又は その部分品	(略)	貨物等省令第21条第1 項第九号又は同項第九 号の二に該当するプロ グラムのみにより第8 条第九号から第十一 号までのいずれかに 該当する貨物の有する 機能と同等の機能を 実現するものを除く。		貨物等省令第8条第 九号から第十一号ま での規定中の装置若 しくはシステム又は その部分品	(略)	貨物等省令第21条第1 項第九号及び同項第九 号の二に該当するプロ グラムのみにより第8 条第九号から第十一 号までのいずれかに 該当する貨物の有する 機能と同等の機能を 実現するものを除く。
	(略)	(略)			(略)	(略)	
10～ 16	(略)	(略)		10～ 16	(略)	(略)	
(ロ)～(ニ) (略)				(ロ)～(ニ) (略)			
(8) (略)				(8) (略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			
4 特例				4 特例			
4-1・4-1-1 (略)				4-1・4-1-1 (略)			
4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い				4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い			
(1)～(3) (略)				(1)～(3) (略)			

(4) 輸出令第4条第1項第二号のニに規定する「その他これに準ずる施設」とは、OECD代表部等を言う。ただし、法第48条第1項の趣旨に照らし、名誉領事官等は含まれない。

(5) (略)

4-1-3~4-3-1 (略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い  
(略)

(1)~(8) (略)

(9) 輸出令別表第5第八号の規定については、次により取り扱う。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ)「その他これに準ずる施設」とは、名誉領事官等をいう。

(10)~(14) (略)

4-2-4・4-3 (略)

5~13 (略)

(以下、略)

(4) 輸出令第4条第1項第二号のニに規定する「その他これに準ずる施設」とは、OECD代表部、商務官事務所、貿易官事務所等を言う。ただし、法第48条第1項の趣旨に照らし、名誉領事官等は含まれない。

(5) (略)

4-1-3~4-3-1 (略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い  
(略)

(1)~(8) (略)

(9) 輸出令別表第5第八号の規定については、次により取り扱う。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ)「その他これに準ずる施設」とは、名誉領事官、商務官事務所、貿易官事務所等をいう。

(10)~(14) (略)

4-2-4・4-3 (略)

5~13 (略)

(以下、略)

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号）

改正後			現行			
(略)			(略)			
1～3 (略)			1～3 (略)			
別紙1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			別紙1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			
外為令別表第1の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	外為令別表第1の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	
1～7	(略)	(略)	1～7	(略)	(略)	
8	(略)	(略)	8	(略)	(略)	
	侵入プログラム	(略)		侵入プログラム	(略)	ハイパーバイザー、 <u>デバ</u> <u>ッガ</u> 、ソフトウェアリ バースエンジニアリング (SRE) ツール、デジタ ル著作権管理 (DRM) シ ステムのプログラム、資 産の追跡又は回復のため に製造者、管理者又は利 用者によってインストール されるように設計され たプログラムを除く。
	(略)	(略)				
9	(略)	(略)	9	(略)	(略)	
	暗号機能有効化の手 段を用いることによ ってのみ、ある貨物 又はあるプログラム	(略)		暗号機能有効化の手 段を用いることによ って、ある貨物又は あるプログラムの暗	(略)	

	の暗号機能を有効化するもの			号機能を有効化するもの	
	(略)	(略)		(略)	(略)
10～ 16	(略)	(略)	10～ 16	(略)	(略)
(以下、略)			(以下、略)		

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号・平成24・03・23貿易局第1号）

改正後		現行	
(略) 1 輸出者が確認すべき事項 (略) (1)・(2) (略) (3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは仕様に用いられるおそれの強い貨物例 1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 (略) なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。		(略) 1 輸出者が確認すべき事項 (略) (1)・(2) (略) (3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは仕様に用いられるおそれの強い貨物例 1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 (略) なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。	
品目	懸念される用途	品目	懸念される用途
1.・2. (略) 3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)、アセトン(67-64-1)、アンチモン(7440-36-0)、砒(ひ)素(7440-38-2)、三酸化二砒(ひ)素(1327-53-3)、 <u>ビス(2-クロロエチル)エチルアミン塩酸塩</u> (3590-07-6)、 <u>ビス(2-クロロエチル)メチルアミ</u>	(略) 化学兵器	1.・2. (略) 3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)、アセトン(67-64-1)、アンチモン(7440-36-0)、砒(ひ)素(7440-38-2)、三酸化二砒(ひ)素(1327-53-3)、 <u>Bis(2-chloroethyl)ethylamine hydrochloride</u> (3590-07-6)、 <u>Bis(2-chloroethyl)methylamine</u>	(略) 化学兵器

<p>ン塩酸塩(55-86-7)、ベンジル(134-81-6)、ベンズアルデヒド(100-52-7)、ベンゾイン(119-53-9)、1-ブromo-2-クロロエタン(107-04-0)、塩素(7782-50-5)、ジエチルエーテル(60-29-7)、ジメチルエーテル(115-10-6)、N,N-ジメチルエタノールアミン(108-01-0)、ジシクロヘキシルアミン(101-83-7)、エチレン(74-85-1)、二塩化エチレン(107-06-2)、エチレングリコールモノメチルエーテル(109-86-4)、エチルブロマイド(74-96-4)、塩化エチル(75-00-3)、エチルアミン(75-04-7)、酸化エチレン(75-21-8)、フルオロアパタイト(1306-05-4)、ヘキサメチレンテトラミン(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピルアルコール(濃度が95%以上のもの)(67-63-0)、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン(74-89-5)、メチルブロマイド(74-83-9)、塩化メチル(74-87-3)、ヨウ化メチル(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(107-21-1)、ニトロメタン(75-52-5)、オキサクロリド(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム(1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリ-n-ブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル(1606-96-8)、塩化トリス(2-クロロエチル)アンモニウム(817-09-4)、次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、無水硫酸(7446-11-9)、黄リン(12185-10-3)、赤リン(7723-14-0)</p> <p>4. ～20. (略)</p> <p>21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、<u>3,3-ジメチル-1-ブテン</u> (558-37-2)、<u>2,2-ジメチルプロパナール</u>(630-19-3)、<u>2,2-ジメチルプロピルクロリド</u></p>	<p>(略)</p> <p>化学兵器</p>	<p><u>hydrochloride</u> (55-86-7)、ベンジル(134-81-6)、ベンズアルデヒド(100-52-7)、ベンゾイン(119-53-9)、1-ブromo-2-クロロエタン(107-04-0)、塩素(7782-50-5)、ジエチルエーテル(60-29-7)、ジメチルエーテル(115-10-6)、N,N-ジメチルエタノールアミン(108-01-0)、ジシクロヘキシルアミン(101-83-7)、エチレン(74-85-1)、二塩化エチレン(107-06-2)、エチレングリコールモノメチルエーテル(109-86-4)、エチルブロマイド(74-96-4)、塩化エチル(75-00-3)、エチルアミン(75-04-7)、酸化エチレン(75-21-8)、フルオロアパタイト(1306-05-4)、ヘキサメチレンテトラミン(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピルアルコール(濃度が95%以上のもの)(67-63-0)、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン(74-89-5)、メチルブロマイド(74-83-9)、塩化メチル(74-87-3)、ヨウ化メチル(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(107-21-1)、ニトロメタン(75-52-5)、オキサクロリド(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム(1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリ-n-ブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル(1606-96-8)、塩化トリス(2-クロロエチル)アンモニウム(817-09-4)、次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、無水硫酸(7446-11-9)、黄リン(12185-10-3)、赤リン(7723-14-0)</p> <p>4. ～20. (略)</p> <p>21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、<u>3,3-dimethyl-1-butene</u> (558-37-2)、<u>2,2-ジメチルブ</u></p>	<p>(略)</p> <p>化学兵器</p>
--	------------------------	---	------------------------

(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン (631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブromo(メチル)マグネシウム (75-16-1)、ホルムアルデヒド (50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール (111-42-2)、炭酸ジメチル (616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン (105-59-9)、メチルジエタノールアミン塩酸塩 (54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール (64-17-5)、1-ブタノール (71-36-3)、2-ブタノール (78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、2-メチルプロパン-2-オール(75-65-0)、シクロヘキサノール (108-93-0)、ジエチルアンモニウム=クロリド (660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩 (819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩 (1193-65-3)、3-キヌクリジノール塩酸塩 (6238-13-7)、(R)-3-キヌクリジノール塩酸塩 (42437-96-7)、2-(ジエチルアミノ)エタノール塩酸塩 (N,N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩) (14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)

(注) 3. から 5. まで及び 2 1. の () の番号はCAS番号 (※アメリカ化学会の機関であるCAS (Chemical Abstracts Service) が個々の化学物質又は化学物質群に付与している登録番号)

(以下、略)

ロパナール (630-19-3) 、2,2-dimethylpropylchloride (753-89-9)、2-メチルブテン (26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane (631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブromo(メチル)マグネシウム (75-16-1)、ホルムアルデヒド (50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール (111-42-2)、炭酸ジメチル (616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン (105-59-9)、Methyldiethanolamine hydrochloride (54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール(64-17-5)、1-ブタノール (71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、2-メチルプロパン-2-オール(75-65-0)、シクロヘキサノール(108-93-0)、ジエチルアンモニウム=クロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩 (819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩 (1193-65-3)、3-Quinuclidinol hydrochloride (6238-13-7)、(R)-3- Quinuclidinol hydrochloride (42437-96-7)、N,N-Diethylaminoethanol hydrochloride (14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)

(注) 3. から 5. までの () の番号はCAS番号 (※アメリカ化学会の機関であるCAS (Chemical Abstracts Service) が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

(以下、略)